## 個人情報漏えい事案 経緯及び対応状況などについて

## ○概要

市に対して外環事業に関する情報公開請求に対し、その対象となる資料の確認を関係事業者と行う際に、請求者の個人情報をマスキングすることなく、請求書の写しを計り枚事業者に送付したもの。

外環事業に対する市の対応としては、一貫して市民の安全・安心を確保すること第一に、事業者と市民の間に立ち、市に寄せられる不安の声などを事業者に速やかに伝え、丁寧な対応を求めるとともに、1日も早く市民の不安が払しょくされ、安全・安心が確保されるよう、事業者に対して強く求めていく必要があった。

こうした市としての基本姿勢の下,市民からの外環事業に関する情報公開請求は,数年前からは,継続的に受け付けている状況であり,請求内容についてはその都度,事業者にも必要な確認の上,速やかに情報公開していくよう努めてきた。

これらを含め市は、日々寄せられる市民の声に寄り添うとともに、事業者に対して迅速な対応を求めてきたところであるが、今回の情報公開請求に対しても早期に対応しようとしたが、その中において、きわめて不適切な対応を行っていたことが判明した。

## ○経緯

11/8 (月)	報道記者と面会。外環事業に関して情報公開請求した本人に匿名の投書があり、本人が提出した市政情報公開請求書(R3.10.1)、市から事業者あての送信メール、投書した本人のコメントが郵送されたとのこと。記者から事実確認などを求められる。
11/9 (火)	市長宛て匿名の投書を確認。上記と同様,市民から外環に関する市政情報公開請求書 (R3.10.8),市から事業者あての送信メール,投書した本人のコメント。
11/10 (水)	内部調査し、事実であることを確認。 同様の請求書を計9枚メール送信していたことが判明。 3事業者へ送信したものは、請求書の日付で、令和3年6月10日、令和3年8月12日、 令和3年9月3日、令和3年9月17日、令和3年10月1日、令和3年10月8日、 令和3年10月19日、令和3年10月29日。 なお、8月12日付けは、道路管理課分と街づくり事業課分の2枚
	請求者本人にお詫び。市のお詫び文書を持参し、ご家族に手渡し。
	市議会へ本件を報告。
	市から本件をプレスリリースするとともにホームページ掲載。